

子どもの参画を支える地域に関わる既存組織の連携に関する研究

Research on What should be of Cooperation of Existing Local Organisation Supporting Children Involvement Planning

梅澤 幸世** 中川 義英***

By Yukiyo UMEZAWA ** And Yoshihide NAKAGAWA ***

1. 本研究の背景と目的

近年、行政主体のまちづくりから、市民と行政が共に行うまちづくりの事例が全国各地で見られるようになり、市民が責任を持った形で主体的に参加することがますます重要になってきた。このような背景より、市民のまちに対する意識喚起を目的とした「まちづくり学習」や「まちづくり勉強会」も各地で行われている。

また、子どもは次代の担い手であることから、まちづくりに積極的に参加させること、また時として子どもたちの意見を反映させていくことが重要である。これは、今後の市民、さらには子どもたち以外の市民に対するまちへの関心を起こさせることにも繋がると考えられることから、様々な取り組みがされている。

そこで、本研究では、その中でも、国土交通省と文部科学省の後援を受けて学校で行われている「まちづくり学習」、子どもの意見を発表する場として市区町村が設けている「子ども会議」事業、子どもをまちづくりに参画させて事業に取り組む「まちづくり参画事業」を取り上げる。

これらは、子どもたちの視点から見た学校周辺等の生活圏域内への意見・提案を発表する数少ない場である。これら各事業の事例調査によって、子どもの意見の具体的な反映の状況、またこれらの事業を支える既存組織の連携を明らかにする。そして、「まちづくり参画事業」を支える組織の関連性と、学校で実施の「まちづくり学習」、行政が仕掛け人となる「子ども会議」を比較し、子どもの意見をまちづくりに取り入れていく上での組織の望ましい連携のあり方について示すこと、さらに既存の取り組みからまちづくり参画への発展の可能性を検討していくことを本研究の目的とする。

*キーワード：市民参加

**学生非会員、早稲田大学大学院創造理工学研究科

(東京都新宿区大久保 3-4-1、TEL03-5286-3398)

***正員、工博、早稲田大学大学院創造理工学研究科教授

(東京都新宿区大久保 3-4-1、TEL03-5286-3398)

2. 既存研究及び本研究の位置づけ

過去の研究では、まちづくり学習に関する研究、子どものまちづくり参画に関する研究が単独で論じられている。本研究は、生活圏域におけるまちづくり学習と子どもの意見を聞く場の子ども会議事業、子どもの参画事業を網羅的に取り扱い、より意見の反映度が大きい子どものまちづくり参画とまちづくり学習、子ども会議を比較、組織の関わりについて考察するところに特徴がある。

3. まちづくり学習

(1) まちづくり学習の概要

国による全国的なまちづくり学習の取り組みを、以下の表1に示す。国土交通省が発信するまちづくり学習は、時代ごとの国民の関心に影響しており、防災まちづくり学習は国民の関心が防災から遠のいたためか、現在の実施はない。よって本研究では、現在国民の関心となっている景観まちづくり学習について取り上げ調査する。

表1 国土交通省によるまちづくり学習の事例

学習名	防災まちづくり学習	景観まちづくり学習	国土形成計画に関する教育
開始年度	平成9年度	平成17年度	平成20年度(予定)
担当部署	都市防災対策室	景観室	国土計画局 総合計画課
民間委託	(社)民間開発コーディネーター (社)日本建築家協会 NPO日本都市計画家協会	(財)都市づくりパブリックデザインセンター (株)都市計画設計研究所	日本開発構想研究所
きっかけ	阪神淡路大震災	景観法の制定	国土形成計画法の制定
現状	「防災まちづくり学習のススメ」というモデルプログラムを開発。実施する学校に対して、専門家の派遣、高山英華基金による支援、教材の提供を行ってきた。人々の関心が防災から防犯へと遠のいたため、現在学校での実施はない。	「景観まちづくり学習のススメ」というモデルプログラムの開発しており、検証が今年度終了。今後、国土交通省景観室のHP上に様々な事例とともに総合的な学習の時間等の学習ツールとして提供。	次世代を担う小中学生に対して授業を通して、国土形成計画または国土計画についての普及活動を行うために、現在授業プログラムを制作する準備段階。

(2) 景観まちづくり学習

国土交通省は文部科学省の協力のもと、景観に関する意識の啓発、知識の普及等を目的として、平成17年度から3年間かけて景観まちづくり学習推進のためのモデルプログラム作成事業として、「景観まちづくり学習」のあり方とその実践にかかる手法・ツールの制度開発についての調査研究を進めてきた。その一環としてこのモデルプログラムの内容充実化を図るために平成19年にはモデルプログラムの検証事業が行われた。その概要を表2に示す。

表2 景観まちづくり学習モデル検証事業の概要

概要	「景観まちづくり学習のススメ」の11項目のモデルプログラムをもとに授業を実施し検証する。	
実施期間	平成19年4月1日～同年9月30日	事務局 (財)都市づくりパブリックデザインセンター
研究活動助成金	一律10万円	(株)都市計画設計研究所
対象校	国内小学校合計18校(内実施校17校)	後援 国土交通省、文部科学省

(3) ヒアリング調査の概要

平成 19 年のモデル事業対象校全 18 校に対し独自にヒアリング調査を行った結果、14 校から返答を得た。そのうち、4 校に対して現地に赴き、他 10 校は一般通信手段を用いて以下に示す表 3 の a~d の内容を明らかにするヒアリングを行った。

また景観まちづくり学習を支える各組織の関わり方を詳しく把握するため、小学校に応募を依頼した既存組織に対しても調査を行い、表 3 の e~h を明らかにした。

表 3 ヒアリングで明らかにする項目

対象校へのヒアリングで明らかにする内容	依頼組織へのヒアリングで明らかにする内容
a 景観まちづくり学習に至った経緯	e 景観まちづくり学習の告知の発信源
b まちづくり学習に対する考え方	f 小学校へのアプローチ方法
c 児童をとりまく大人たちの組織形成	g 紹介・依頼理由
d 大人たちの子どもがまちづくりに参加することに対する考え方	h マスコミへの情報提供の有無

(4) ヒアリング調査の結果

景観まちづくり学習の実施を支える各組織の関係性を個々の小学校で図式化を行った結果、それらには類似性が見られ、4 つにタイプに分けられた。以下に詳細を示し、ヒアリング結果とタイプ毎の組織形態の図を表 4 に示す。

【タイプⅠ 学校主導・地域交流型】

- 地方自治体の都市整備課から、教育委員会を通して応募に関する通知を受けている。
- 地域と小学校の交流が盛んにあり、景観まちづくり学習においても地域と協力している。(なお、地域交流とは、地域住民とともに作業をしている段階のことをいい、課外活動における挨拶や、写真撮影のみの協力について本研究では、含まないこととする。)

【タイプⅡ 学校独自指導型】

- 都道府県、もしくは市町村の都市整備課から応募に関する通知を受けている。
- 学校が独自で取り組んでいる為、教育的要素が強い。

【タイプⅢ 市町村発掘・支援型】

- 国→都道府県→市町村と通知によってではなく、市町村のまちづくり関係部署職員が、国土交通省都市・地域整備局都市計画課景観室の Web サイト³⁾を閲覧し、教育委員会等の他所管の協力を経て小学校に個別に紹介した。
- 小学校が今回のプログラムを行う上で、行政に支援する体制・意欲が見られた。

【タイプⅣ 大学紹介型】

- 国立大学から直接個別の小学校に通知があった。行政や専門家による支援は特にない。
- 学校が独自に取り組んでいる為、教育的要素が強い。

(5) まちづくり学習に関する考察

a) 国土交通省のプログラムについて

今回のモデルプログラムは文部科学省が作成する一般

的な指導要綱等とは異なり、狙いが明確でない。実施した教師は自由に解釈して取り組めるので、取り組みやすいという意見があった。その反面、枠組みがないために授業の内容が発散してしまいがちで取り組みにくいという回答も得た。また、低予算、少時間のプログラムに対して、疑問を抱いた先生方もいた。

b) 小学校の取り組み

今回調査を行った小学校のうち、14 校中 9 校が事業について紹介を受けた上で、応募をすることになっている。半数以上の小学校が個別に紹介を受けないと、このような授業に取り組んでいない。その要因として、小学校における授業時間・準備時間の問題、金銭的な問題、前例が無いことによるとつつきにくさ、事業中・事業後の追跡調査対策、縦割り行政による支援の壁が挙げられる。

c) 行政の支援(表 4 の詳細参照)

景観まちづくり学習について地方自治体は紹介や依頼をしたものの、その後の支援が行われている小学校は、3 件に留まっている。小学校に紹介してもそれ以降は小学校に授業の運営を任せており、事業に関して理解していない市区町村も見られた。

d) 講師の支援

表 4 より講師支援を受けている小学校は、14 校中 4 校である。そのうちの 3 校は、景観の講義をしてもらうために学校が独自に講師に支援を頼んでいる。講師の役割は、景観について児童にイメージを持たせることや、より理解を深めることである。また教師に対しても、どのような形で授業の導入や発展をすればいいかの手がかりを与える役割がある。

e) 地域交流について

地域内にまちづくり推進委員会のような組織がある場合、このような組織と共に授業を行えるため、地域との交流が促進される傾向にある。また、発表の場が増えるため、より多くの地域住民に取り組みの存在を知らせることができる。しかし、学校やプログラムによってはフィールドワークを通じて地域には出るものの、時間の関係等からほとんど地域交流がないまま授業が進められたものも多かった。回答を得られた 14 校のうち、交流が見られたのは 5 校に留まった。

本研究の地域交流の定義にはあてはまらないが、北海道教育大学附属函館小学校では、担当の教師が児童のまちに対する疑問を解決するべく、市の施設や地域の会社に協力を経て、質問に回答する場を設けた例もある。

f) 周知度

今回のまちづくり学習のような国土交通省の実施した事業であっても、マスコミに取り上げられることはほとんど無い。新聞や TV によって景観まちづくり学習の取り組みが取り上げられた小学校は、14 校中 6 校であった。行政による支援があった小学校 4 校はいずれも市区町村

がマスコミに情報を提供し、取り上げられている。残りの2校は小学校自らで情報提供を行っている。内容は必ずしも景観まちづくり学習について取り上げられている

わけではなく、児童の取り組みが報道によって周知されない場合もあった。

表4 景観まちづくり学習におけるヒアリング調査結果及びタイプわけ比較表

タイプ	小学校名	市町村	実施学年	応募情報発信元	紹介者・依頼元	紹介理由	応募の決定要因	行政支援の内容	講師	講師の支援内容	地域交流の有無	報道の有無	学習経験の有無	学習の継続の有無	関連組織の形態
I	金山町立金山小	山形県	3	県・都市整備	山形県庁都市整備課	金山町の中心にある小学校 山形県が以前近辺を整備	学習の方向性の一致	—	×	—	○	×	○	○	
	市川市立宮田小	千葉県	6	教育委員会	千葉県市川市教育委員会	再開発地域に隣接している	依頼を受けた	—	地元自治会 南市川商店街連合会	景観についての講義	○	×	×	△	
	世田谷区立桜丘小	東京都	3	教育委員会	東京都世田谷区教育委員会	地域学習に取り組んでいた	依頼を受けた	—	×	—	○	×	○	○	
	碧南市立大浜小	愛知県	6	都市計画	愛知県公園緑地課	地域が国の事業を行っている	地域学習をやった	職員が講師として授業に参加	×	—	○	△	○	○	
	紀北町立西小	三重県	5	教育委員会	×	—	プログラムに関心を持った	—	×	—	○	○	×	○	
II	いわき市立中央台東小	福島県	6	県	福島県生活環境・環境評価部	エネルギー学習を一緒にやっていた	まちの計画に役立てられる	—	UR都市機構のまちづくりプランナー	発表内容へのアドバイス	×	○	×	○	
	日南市立油津小	宮崎県	5.6	建設	宮崎県日南市建設課	地域が景観計画を行っていた	依頼を受けた	—	×	—	×	△	×	○	
	妙高市立柴太南小	新潟県	3	都市整備	×	—	金銭的援助があるから	—	×	—	×	×	×	○	
III	桜川市立羽黒小	茨城県	3.4, 5.6	都市整備	茨城県桜川市都市整備課	周辺の自然環境	地域学習をやった	マスコミ等の窓口	茨城まちづくりセンター	3.4年の景観についての講義	×	○	○	○	
	行方市立羽生小	茨城県	6	企画課	茨城県行方市企画課	職員が講師として以前から交流有	依頼を受けた	授業計画などの提案・講師斡旋	地元の海外在住経験のある方 景観まちづくりプランナー	景観についての講義 発表内容へのアドバイス	×	○	×	○	
IV	長野市立後町小	長野県	3	大学	大学教授	不明	金銭的援助があり依頼を受けた	—	×	—	×	×	○	△	
	小坂井町立小坂井西小	愛知県	3	講師	モデルプログラム開発者	紹介者が環境教育の講師をしていた	環境学習を進めるのに有効的	—	×	—	×	×	○	○	
	北海道教育大学附属函館小	北海道	5	大学	×	—	学習の方向性の一致	—	×	—	△	×	○	○	
	香川大学教育学部附属高松小	香川県	4	大学	×	—	学習の方向性の一致	—	×	—	×	×	○	○	

4. 子ども会議事業

(1) 子ども会議の概要

平成元年11月20日に国際連合総会において、「児童の権利に関する条約(以下、子どもの権利条約と記す)」が採択され、平成6年に我が国も同条約に批准した。この条約は基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条文である。これに呼応して本条約第12条に記された子どもの参加の権利を普及させ、権利を満たすことを目的として、また子どもの意見を発表する場として行政は各地で子ども会議を行うようになった。表5に各地で行われている子ども会議の事例を挙げ流れと関連組織の図式を示す。

(2) 子ども会議事業に関する考察

a) 子ども会議

子ども会議の目的を以下に記す。

- ①子どもの参加の権利を普及させる
- ②子どもの意見を発表させる場を作る
- ③市政に関心をもち、理解してもらう

④子どもの意見を地域の計画に反映させる

特に④は市町村合併が多く行われてきた近年において、新たな総合計画を立てる際に用いられる。これは、策定委託業者が子どもの意見を取り入れることを提案しているからである。しかし、実際は反映というより、子どもの意見に耳を傾けるという点に留まっている。

b) 子供の参加について

事例の中で子どもの参加の仕方に類似性が見られたものを、タイプA~Cに分類する。(表5参照)

【タイプA 学校参加型】

公立の各学校内で話し合いを行い、その結果の提案を市全体で発表するもの。地域内で行政もしくは町内会等で子どもの意見の実現化がされている。

【タイプB 個人参加型】

B-① 広報を見て集まった地域住民や子どもが地域ブロック毎に様々な経験をしていくことを通して、子どもから意見を出してもらい、市全体の施策の参考として大人が反映していくもの。

B-② 公募性で集まった子どもたちが定期的に集まって会議を行い、市長に提言を提出し、市長がそれに対して答えるもの。

表 5 子ども会議におけるヒアリング調査結果及びタイプ分け比較表

タイプ	事業名	市町村	担当部署	開始年度	きっかけ	内容(箇条書き)	意見の反映例	住民の参加	報道の有無	専門家	関連組織の形態
A	まちづくり子ども会議	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	地域協働課 学校支援・連携担当	平成17年度	区長のおかけ授業	政策立案から事業化までの体験の機会 区内小学校21校から毎年半数の学校が参加 区内の各参加小学校毎に提案をもってくる。 まちづくり子ども会議で、その年実施する 提案を決定・区長に提言 地域と協働作業で事業の実現化	初年度: 旧保土ヶ谷小学校跡地を ピオガーデンにて開園 2年目以降: 2年目以降: 学校と地域一体の清掃活動 ゴミの分別表の作成 etc.	○	×	囃子員	
	周南市元気子ども会議	山口県周南市	元気こども課	平成16年度	元気こども課の設置	市長直轄の子ども専門の課を設置 子どもの考えを市長に聞いてもらうための場 市内小学校34校・中学校17校から毎年6・7校選出 学校毎に会議を行い、市長に提言し、 地域毎の住民も会議を傍聴 全小中学校が最低1回行うまでは続ける予定。	地域内で小中学校の提言後、 何らかの形で反映 19年度は秋月中学校が秋月公園の 整備を提案し、市が中学生と共に 公園のリニューアルを実現化	○	○	×	
B-①	八王子子ども会議	東京都八王子市	こども家庭部 こども政策課	平成13年度	子どもの権利条約 こどもすこやか宣言	「こどもすこやか宣言」の普及事業 子どもたちの自由な意見の発表の場 「八王子子ども育成計画」の5つの ブロック単位で実施 児童館、小中学校へ個別の呼びかけ	「八王子子ども育成計画」 後期策定に向けた施策の提言	○	○	各専門職 担当職員	
B-②	川崎子ども会議	神奈川県川崎市	市民局 人権・男女共同参画室	平成14年度	川崎市子どもの権利に関する条例	条例に基づき、月2回3つの部会に分かれて実施 子どもの社会参加の意義を市長が確認する場 小学校高学年から高校生までの公務員が参加	子どもに関わるあらゆる施策に 子どもの視点を導入	×	○	×	
C	小学生フォーラム 中学生フォーラム	東京都新宿区	福祉部 子ども家庭課	平成14年度	子ども議会	各小学校・中学校から代表者が出席 テーマに沿って区長、教育長と懇談 区政に対する関心や意識を高める機会 子どもたちの意見を区政の参考にした	新宿区基本構想の策定の 見直しをするうえで参考	×	×	コンサル タント職員	
	こども議会	山梨県笛吹市	経営政策担当	平成16年度	市の合併総合計画	市民企画サポーター制度内の事業 子どもの意見を市政に活かすために設置 市内の小中学校の代表者が議員となり、 市長、各部長と意見交換、提言を行う。	施策を策定する上での参考 中学生による提案: 市内の街路灯を青くすること によって犯罪を抑制→実行済	×	○	計画策定 委託業者	
	宇和島子ども未来会議	愛媛県宇和島市	総務部 企画調整課	平成18年度	市の合併総合計画	計画策定委託業者による発案 中学生の意見を市政に反映するための 意見交換・地区別の中学生の交流の場 中学校の代表者によるワークショップ形式	施策を策定する上での参考	×	△	×	

【タイプC 代表者参加型】

各学校から決められた人数の代表者を選出して限られた人数で1日限りのワークショップ型のイベントとして会議を行うもの。学校という組織からの参加の際は、いずれも校長会に直接担当職員が赴いて説明をして、参加の協力を促している。

c) 行政の運営方法

主体となって事業を行っている部署は、主に福祉部・総務部・首長直轄部署がある。提言を行う際は、首長に加え、各部署長が出席している場合が多い。

5. 子どものまちづくり参画

(1) 子どものまちづくり参画の概要

子どもの権利条約が日本で批准されると共に、子どものまちづくり参画の機会を提供することの重要性が見直された。また、平成17年4月1日から次世代育成支援対策推進法が施行され、各地方公共団体が行動計画を立て実行している。子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るための法律であり、この事業がまちづくりへの子どもの参画の動きを促進させている。表6に子どものまちづくり参画の事例を挙げ、それぞれの事業の流れと関連組織の図式を示す。

(2) 子どものまちづくり参画に関する考察

a) 子どもの参画状況

いずれの事例も計画段階から実際の協働作業段階まで、子どもの参画がなされている。フィールドワークやワークショップを通じて子どもたちは自然とまちづくり学習を行っている。子どもたちは、作業段階において自分が実際に携わったことが非常に印象に残っており、その後のまちづくり参画への意欲となっている。

b) 行政の支援

自治体は市民参加のまちづくりにおいてはあくまで裏方であり、実際3つの事例においても事務的な作業はすべて行政が行っている。事業を行う上で、市民の意見を把握するためにアンケートを用い、それに従って事業を決定している。

c) 専門家の支援

表6に示すような専門家が事業を支援している。専門家が入ることによって子どもの参画がより進む。事例2の小田野中央公園では、関わっている団体それぞれが自分の専門分野を生かして、専門家として活躍している。しかし、子どもの参画の段階が進むにつれて、例えば教師や職員の負担が増えるため、参画がされにくいことがある。

d) 地域学習について

まちづくり参画におけるワークショップや会議は地域住民と共に行うため、そこで地域交流が行われる。

6. 考察

(1) まちづくり参画への発展の可能性の低いタイプ

調査結果より、景観まちづくり学習におけるタイプII・IVは小学校と他組織との関わり合いが少なく、学校独自でプログラムを理解し展開している為、授業も教育的要素が強く、まちづくりへの発展の可能性は低いと判断できる。子ども会議におけるタイプCは子どもの参加人数を限定した閉鎖的空間で行われているイベント型の取り組みで意見交換をその目的としている。タイプB-②は会議を積み重ねていくこと、市長が提言に対して答えることに焦点が定まっているため、会議から直接的にまちづくりへ発展する可能性が低い。以上の4タイプに共通

表 6 子どものまちづくり参画事業におけるヒアリング調査結果及び図式

事例	事業名	所在地	担当部署	開始年度	きっかけ	事業概要	子どもの参画状況	専門家	関連組織の形態
事例1	しんかいばし児童遊園	東京都新宿区北新宿3丁目	環境土木部 道とみどりの課 福祉部 子ども家庭課	平成17年度	公園に関するアンケート「見通しが悪い」「人が少ない」「暗くて汚い」マイナスのイメージ存在も知らない人がいる状況	イベントによって地域住民の周知度、関心度をあげ、児童と地区協議会や町内会と共にワークショップを行いながら、児童遊園の改修案を作成。当初地域の町会やNPOによる大人の組織。基本計画のコンセプトより、子どもの参加を必要とし、有志の子どもたちが参加。小野田中央公園を作っている段階である。	北新宿第2児童館の児童が事業スタート時から参加。児童遊園の計画案を構想。トイレの壁面をデザイン、ペイント。開園後は、「しんちゃんサポーターズ」として、公園の管理を大人とともにやっている。	大学教授	
事例2	小田野中央公園	東京都八王子市西寺方町712-61	まちなみ整備部公園課 市民活動推進部 協働推進課	平成16年度	手づくり公園事業(2例目) 平成4年:公園の土地の約半分を整備し、開放 平成10年:都市計画公園として都市計画決定 未整備の未開園部分が手付かり状況	地元市民の意見を公園計画に反映するために、大人中心の「てづくり公園事業」が平成15年開始。当初地域の町会やNPOによる大人の組織。基本計画のコンセプトより、子どもの参加を必要とし、有志の子どもたちが参加。小野田中央公園を作っている段階である。	10回のワークショップを举行。2回目のワークショップから、近所に住んでいる子ども達に加えて、原方中学校のチャレンジ部の生徒が参加。3回目からは、元木小学校3年生が総合学習の一環として参加。基本計画図、遊具のデザイン、整地作業、シンボル提案等、大人と同様に参加。	各専門部署の職員	
事例3	富士市子ども交通まちづくり計画	静岡県富士市	都市整備部 都市計画課	平成16年度	公共交通調査 静岡県上位の自動車依存度 公共交通の利用者減少等の問題 道路運送法改正	公共交通機関の経営危機の問題から、子どもたちに公共交通の利用を普及させる目的のため、子ども交通まちづくり計画をスタート 平成18年、道路運送法の改正に伴い、平成16年度の計画を再度、ワークショップを通して地元住民と検討し、次年度には路線バスの運営が始まる予定。	路線バスが通っていない富士南小学校・中学校の総合的な学習の時間を用いて、バスに関するアイデアの提案。地域の循環バスのルート提案を行った。平成18年に循環バスの事業化が決定し、バスのルート設定の考え方や、アイデアをとりいれている。また当時の小中学生がO・B・Oとしてワークショップに参加。	コンサルタント職員	

する組織形態は、地域との関連性が無いこと、それぞれの事業に関わっている組織が限られていて単純であることである。また、総務部局と教育委員会が担当すると規則に従順で発展しにくいと考えられる。

景観まちづくり学習を実際に行った小学校の教師の中には、教師だけで短時間にまちづくり学習をやることと教室内の授業となってしまう、さらに発展することは難しいという意見もあった。機会があるならばまちづくりへ子どもたちが参加することに意欲を示す先生方の意見も得られた。表 7 に発展の可能性の低いタイプの組織の状況を示す。

表 7 発展の可能性の低い事例の組織の関連状況

事例	国土交通省	財団法人・社団法人	都道府県政令都市			市町村			外部との交流		子ども	その他	
			教育担当部局	福祉担当部局	まちづくり担当	教育委員会	市区町村長	首長管轄	総務部局	教育担当部局			福祉担当部局
タイプII	○	○										○	
タイプIV	○		○									○	
タイプB-②						○						○	
タイプC						○						○	

注)タイプII:学校独自指導型 タイプIV:大学紹介型 タイプB-②:川崎子ども会議 タイプC:代表参加

(2) まちづくり参画への発展の可能性のあるタイプ

a) まちづくり参画への発展の可能性のあるタイプ

調査結果より、景観まちづくり学習では小学校と地域との交流があるタイプI、市町村の支援する体制があるタイプIII、また子ども会議においては、実際に子どもの意見を反映させて事業を行っているタイプA、自治体内のネットワークを活用しているタイプB-①にそれぞれ参画への発展の可能性があると考えられる。子ども会議は、子どもの参画の仕方によって発展の可能性の有無が分かれた。

b) まちづくり参画事業の事例との比較

参画が行われている事例と発展の可能性のあるタイプで組織の連携に類似性があるものを比較し、考察する。組織の関連状況をまとめ、以下表8~10に示す。

①事例1 しんかいばし児童遊園との比較

【事例1とタイプA】子どもから地域へのアプローチ

タイプAと事例1では、発端も関わり方も異なるが、首長やアドバイザーという引っ張る力のある組織がいることで、子どもの意見を受け止める体制が出来上がる。それに加えて、いずれも子どもの意見と行動によって地域の住民を巻き込んでいる。これより子どもが提案し実行に移すとすると周囲の大人も動かされることがわかる。実際にタイプAの保土ヶ谷区の小学校では、児童から地域の方々と共に地域清掃を行いたいという意見があり、区の職員と校長によるバックアップのもと、子どもたちの手で地域住民に清掃への参加を呼びかけて、清掃が行われた。

【事例1とタイプB-①】福祉部門によるネットワーク

事例1とタイプB-①は福祉の子どもに関する部局が中心となって、首長管轄下の福祉関連、子ども関連の職員が可能な限り連携をとって事業を行っている。異なる点は、事例1では、まちづくり担当部局が事業として行っているのに対し、タイプB-①は、福祉担当部局が子ども会議を運営しており、福祉的要素のみに留まっているため、現状ではまだ意見が反映されていないと考える。ただし、タイプB-①の八王子市は、子ども会議を行う上で5つに分けた地域ブロックごとに多くの事業関連組織が様々な会議において顔を合わせるようにしている。それにより、縦割りの組織内に人のネットワークを形成して連携をする上での壁をなくすようにしている。そのため、学校等に子ども会議の参加を打診する際も教育委員会ではなく、個々人、組織に相談して行っている。また、積極的なまちづくりへの参加がみられ、同じ市の事業である事例2への参加もしている地域ブロックもある。つまり、子どもに関連する福祉担当がまちづくり担当と連携を図ることで、参画は容易になると考える。

表 8 事例1と類似性のある組織の関連状況

事例	国土交通省	財団法人・社団法人	都道府県政令都市			市町村			外部との交流		子ども	その他	
			教育担当部局	福祉担当部局	まちづくり担当	教育委員会	市区町村長	首長管轄	総務部局	教育担当部局			福祉担当部局
事例1													
タイプA						○	○	○	○	○	○	○	○
タイプB-①						○	○	○	○	○	○	○	○

注)事例1:しんかいばし児童遊園 タイプA:学校参加型 タイプB:個人参加型

②事例2 小田野中央公園との比較

【事例2とタイプI】まちづくり担当部局+地域+学校

タイプIでは、まちづくり担当部局と地域、地域と学校の関連性はあったものの、まちづくり担当部局と学校の関連性は希薄である。これに対し、事例2は3つの組織間にネットワークが出来ている。役所の職員による学校への出前授業等を通じて繋がりを持つことで、より意見の反映が可能となる。

表9 事例2と類似性のある組織の関連状況

	国土交通省	財団法人・社団法人	都道府県政令都市			市町村					外部との交流			子ども		その他	
			教育担当部局	福祉担当部局	まちづくり担当	市長官籍	市区町村長	総務部局	教育担当部局	福祉担当部局	まちづくり担当	専門家	地域住民	地域団体	福祉施設		児童館
事例2																	
タイプI	○	○			○	○							○	○	○	○	○

注)事例2:小田野中央公園 タイプI:学校主導・地域交流型

③事例3 富士市子ども交通まちづくり計画との比較

【事例3とタイプI】公共団体と学校の関係性

タイプIは、事例3と同様に国と県が関わっているものの、学校とは直接的には関わっていないことが、学習以上の成果を挙げられなかった要因であると考えられる。

景観まちづくり学習においては、国や県が発信者であるものの、必ずしも密接な関係にある学校だけが行っているわけではない。また、タイプI内の地域によっては小学校と県が研究や県の整備事業等を通して関係があるところもあった。そのような小学校は国や県における事業に紹介がされやすい。

【事例3とタイプIII】地域交流の有無

事例3とタイプIIIでは、地域交流の有無以外関連組織がほとんど変わらない。事例3は学校でのまちづくり学習から実際にまちづくりに反映された事例であり、法の改正というきっかけもあったものの、学習の成果を発表を通じて地域へフィードバックしていることがまちづくりに繋がったと考えられる。さらに、国や県が支援を行ったため、発展がしやすくなったといえる。

表10 事例3と類似性のある組織の関連図

	国土交通省	財団法人・社団法人	都道府県政令都市			市町村					外部との交流			子ども		その他	
			教育担当部局	福祉担当部局	まちづくり担当	市長官籍	市区町村長	総務部局	教育担当部局	福祉担当部局	まちづくり担当	専門家	地域住民	地域団体	福祉施設		児童館
事例3	○				○	○											○
タイプI	○	○			○	○							○	○	○	○	○
タイプIII	○				○								○	○	○	○	○

注)事例3:富士市子ども交通まちづくり計画 タイプIII:市町村発掘・支援型

7. 結論と今後の展望

(1) 既存組織の連携の在り方

本研究では、行政主体で行われている各段階の事業の中で特筆すべき事例を取り上げ、各事業を支える組織の関係を明らかにし、違いを示した。その結果、子どもの参画を促進するための既存組織の連携の在り方として、

『引っ張っていく力のある組織の有無』『地域との交流(学校外部との交流)』『行政内のネットワーク』『学校と行政の繋がり』が鍵になっていることが明らかとなった。

今回調査した事例24例のうち、子どものまちづくり参画がされたものでは、学校等の児童を含む組織、まちづくり関連部署、地域の組織に加えて、子どもの福祉関連組織の4種の組織の連携の在り方が重要となっていた。子ども会議の事例からも、子どもを参画させていく際に学校や児童館による参加の方がまちづくり参画への可能性がある。子どもの福祉関連組織は子どもの権利等の観点から子どものまちづくり参画を促進させるために必要である他、市区町村の地域内に職員が点在していることもあり、地域との連携が取りやすくなる。また、まちづくり関連組織がないと案が具体化しにくく、地域の住民や組織にフィードバックをすることも行政だけに依存せずにまちづくり参画を具体化する要因となる。

また必ずしもまちづくりや景観に関する専門家がいないとまちづくりの参画に発展しないわけではない。八王子市では子ども会議・子どもの参画において自発的に取り組んでおり、職員がそれぞれの専門家として、運営を支えている。保土ヶ谷区では、小学校での職務経験豊富な嘱託員が中心となって子どものまちづくり参画を促した例もある。ただ、中心となる組織は、専門家であることが多い。

さらに今回取り上げた事例の中には、法律や条令がきっかけとなって、参画事業と化したものが多くあり、改めて子どもの参画や、市民まちづくりに関する施策の位置づけが必要であることが示された。

(2) 今後の課題

本研究の調査を行った上で現場の声として「子どもの意見を聞く場をつくること」「子どもを参画させていくこと」に対して疑問・反対の意見も上げられていた。このような意見が子どもをまちづくりに参画させ、子どもの意見を取り入れることへの障害となっているのも事実である。今後さらなる理解を得ることも課題として挙げられる。今後、学校を起点としたまちづくり参画が行われるための組織体制を作ることが望まれる。

《謝辞》

本研究の遂行にあたっては、財団法人都市づくりパブリックセンターの高橋隆行氏始め、卯月盛夫教授、吉川仁先生、国土交通省の加納学氏、景観まちづくり学習モデルプログラム実施校の先生方、行政の職員方の多大な協力で実施された調査である。あらためて感謝の意を記す。

《参考文献》

- 1) 三輪千夏 子どもを対象としたまちづくり教育・学習のあり方 早稲田大学大学院 2000年
- 2) 神田裕史 継続的な『まち学習』の実践に関する一考察 都市計画 53(1), pp.43-46, 2004年